

裁判員等経験者との意見交換会議事概要

- 1 日時 平成31年3月6日（水）午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 場所 岡山地方裁判所裁判員候補者待機室
- 3 参加者等

司会者 御山 真理子（岡山地方裁判所刑事部判事）

裁判官 後藤 有己（同）

検察官 石垣 麗子（岡山地方検察庁検事）

同 倉地 えりか（同）

弁護士 松島 幸三（岡山弁護士会弁護士）

同 谷川 寛（同）

裁判員等経験者

1番 補充裁判員経験者

2番 裁判員経験者

3番 補充裁判員経験者

4番 裁判員経験者

5番 裁判員経験者

6番 裁判員経験者

7番 裁判員経験者

4 議事概要

司会（御山判事）

本日は、裁判員や補充裁判員の経験者の皆様にお越しいただきまして誠にありがとうございます。裁判員制度は、平成31年に施行10周年を迎えることとなります。この節目の年に皆様の御意見を伺いながら、より改善していく点を見出しまして更によりよい制度としていきたいと思っております。

それでは、まず自己紹介をさせていただきます。私は、第2刑事部の裁判長を

務めます御山と申します。今回、経験者1番さんが担当された事件、そして経験者4番さんから6番さんが担当されました事件を担当いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

後藤判事

第1刑事部の裁判長をしております後藤です。私は、経験者の2番さんと3番さんが担当された事件、7番さんが担当された事件を御一緒させていただきました。今日はどうぞよろしく願いいたします。

石垣検事

岡山地方検察庁の検事の石垣と申します。経験者2番さん、3番さんに担当いただいた事件と7番さんの担当した事件を担当させていただきました。率直な御意見をたくさんお聞きできればと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

倉地検事

岡山地方検察庁の検察官の倉地と申します。経験者の4番さんから6番さんに担当いただきました事件について担当させていただきました。本日は貴重な御意見をお伺いできればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

松島弁護士

弁護士の松島と言います。私は経験者の4番さんから6番さんの事件を担当いたしました。いろいろ反省の弁が多くありまして、今後もよい裁判をしないとけないなと思う次第でして、よろしく願いします。

谷川弁護士

弁護士の谷川と申します。私は隣にいらっしゃる松島弁護士と一緒に経験者4番さんから経験者6番さんの方が参加された裁判員の担当をしておりました。本日はよろしく願いします。

司会

まず、今日お越しいただいている裁判員や補充裁判員の経験者の皆様全員にこ

れから一つずつ事件を担当された全体的な感想ですとか印象について伺っていただければと思います。

経験者1番さんが担当された事件は被告人が少年で赤色信号を無視して交差点に直進して入ってきた。そこへ右折車両と衝突した交通事故でした。単なる信号の見落としではなくて赤色信号を殊更に無視したかどうかという点や、刑事処分が相当なのか、それとも少年としての処遇が相当なのかということが争われた事件だったかと思います。まず、全体的な感想についてお聞かせください。

1番

裁判員にまさか自分が選ばれると思わなかったというのが最初の気持ちで、裁判員の通知が来てから何度か呼ばれましたよというのが来るんですけども、本当に裁判員に自分が選ばれると思ってなくて、裁判員制度が始まるというのは知っていても、自分が選ばれるって。見る側ではなくてというところが正直なところ。ただ、選ばれた限りは経験してみたいなと、貴重な経験だなというのは正直な気持ちでして、なかなかこういう機会がないので、参加したくても参加はできない、せっかく選ばれたからやってみようと思いました。事件については、裁判もそうなんですけれど、初めてのことばかりで、4日ぐらい期間があったんですが、こんなに一生懸命いろんなことを考えたことがないっていうぐらい、ものすごく集中した期間でした。そのときは本当に一生懸命で余り気付かなかったんですが、すごく貴重な経験で、この一つのことに対して集中してやれるっていうことは、なかなか今までの人生の中でもなかったんじゃないかなと思ってます。

また、いろいろ生活をしていく中で、大げさかもしれないけど、ちょっと人生観が変わったというか、素行というか行動に対しても責任を持って行動しなきゃいけないなっていうことを少し感じて生活できるようになったと同時に、いろんな面できっかけになった経験です。

司会

ありがとうございました。それでは、経験者の2番の方に伺いますが、2番の

方が経験されたのが、被告人が同居している父親をサバイバルナイフで多数回突き刺したということで、特定の障害と診断されたことと責任能力が問題になったという事件だったと思いますが、全体的な感想についてお聞かせください。

2番

私自身も1番さんと同じで、まさか自分が裁判員に選ばれると思わなかったし、一度目の封書があって、前に一回それが来たのがあったんですけども、それからは何とも後はなく。それで、またその後来て、行ってくださいよみたいなのがあったので、それで行きまして、まさかそんな選ばれるとも思わなかったし、年齢も年齢ですし、周りはいいんじゃないみたいなのもあったし、提言するようなことがいいんじゃないかなと思って来させていただきました。

周りも全く裁判員裁判に選ばれたりだとか、封書が来て把握できたよという人はいなくて、裁判員裁判自体がテレビでは見たことはあるんですけども、それ以外でやってるよみたいなところも余りなかったんで。

私の担当した事件は殺人だったんですけど、それとあと具体的な障害の名称の一部は聞いたことがあるんですけども、その障害名全部を聞いた経験はなかったですから、そういうのがどうかっていうのが、いろいろ説明もしてくださって、いい経験をさせてもらったんじゃないかと思いました。

司会

3番の方も今の2番さんと同じ事案だったかと思うんですが、感想についてお聞かせください。

3番

自分は今学生で、ちょうどこの時期、就職の勉強をしてて、ちょうど裁判員裁判の勉強をしてて、まさか自分が選ばれると思ってなくて、事件の内容も内容で大変なような感じで、自分がこんな体験をしていいのかなっていう、そういった感じだったんですけど、分かりやすい説明をされ、何とか最後までいた感じで、自分としては、この経験はよかったです。

司会

ありがとうございます。次に4番の方が経験されたのは、元夫に熱湯の入ったやかんを投げつけて熱傷による多臓器不全で死亡させたという事件で、元夫のほうで襲いかかってきて差し迫った危険があったかどうか、その反撃といえるかどうかという正当防衛、誤想防衛が問題になりましたし、死亡したこととの因果関係も問題になった事案でした。全体的な感想についてお聞かせください。

4番

私も皆さんと同じように、まさか自分が選ばれるっていうことは思ってなかったんですけれども、決断したのもぎりぎりまでできなかったんですけれども、その中で人を裁くというのは非常に重要なこと、難しいことでもあるんで、実際に自分にその資格があるのかなってというような思いもありまして。

でも、実際に、当事者、被害者か分からん、被告人になるかも分からん、あるかもしれないけど、そういう状況になったときに、人がどういうふうにかれるのかというようなことを少し勉強したいなというふうに思いましたんで、そういう意味では年齢的にも最後のチャンスかなというふうなことも思いまして、実際参加させていただいて審理とかいろいろ過程があったんですけども、非常に公平に進められておって、そういうことを体験できたということで非常に有意義だったなと思ってます。

司会

ありがとうございました。5番さんも今の4番さんと同じ事案を担当されたと思いますが、感想についてお聞かせください。

5番

今回担当した事件で正当防衛という言葉が、よく一般的にテレビドラマとかで聞かれていた言葉なんで、先に知識としてあったので分かりやすかったですけど、今回出てきた誤想防衛という言葉と、その説明というのがありまして、初めて聞いた言葉なんですけど、裁判所のほうで用意してくれたというか、検察側のほう

で用意してくれた資料が大変よく分かりやすいように補足説明とかがありましたんで、初めての者に対して分かりやすい資料を用意してくれていたんで、その辺は大変助かりました。

裁判に関しては、自分の意見はなるべく視野を広く持って公平な判断で見たいこうと思っていたんですけど、やっぱり裁判が進んでいく中で周りの意見とか話し合いの中で、ちょっと視野が狭くなっていったのは、自分の中で少し感じてるんですけど、その中で、また別の視点で語ってくれる裁判員の方がいらっしやったんで、その辺が自分の視野が狭くなっていくのを防いでくれたり、それに関しては非常にいい経験になったと思います。

司会

ありがとうございます。それで、6番さんは4番さんと5番さんと同じ事件を担当されましたが、感想をお聞かせください。

6番

私は全般的にすごい分かりやすくて、いろんな専門的な用語であるとか、その場面その場面での説明とか講評とか、いろんなことが非常に分かりやすく細かく説明されて、ある程度、時間もとっていただいて非常に分かりやすい裁判であったと思います。

ただ、その判断する上でっていうのが非常に難しいところもあるんですけど、その事象であるとか、事件であるとかいったことは分かりやすく説明していただいたと思います。あとは4番さん、5番さんと、ほかにもいらっしやったんですが、割と皆さん活発に意見を述べられて、自分だけの意見とかなく、自分が気がつかなかったところとか受け取り方が人によっては違うので、そういったことがよく話し合うことができよかったですのではないかと思います。

あと、裁判員6名、補充裁判員の方2名おられて、その全員での意見であるとか、話し合うようなことは非常によろしいのではないかなと思います。あと、仕事とかの負担ですけど、割と僕の会社は協力的で、時間とか日にちとか融通をき

かせていただいて、さほど負担には感じなかったです。あとは皆さんと同じように資格があるのかどうかというようなことは、ちょっと悩んだことはありました。

司会

ありがとうございます。それでは、7番さんが担当した事件は被告人が被害者に暴行を加えて口腔性交と性交をして財布を奪ったという事案で、犯人性の特定のためにDNAを採取した過程ですとか、被告人と犯人のDNAの同一性に関する尋問というところですか、被害者が被害者参加された事案だったかと思えます。それでは感想についてお聞かせください。

7番

ごく最近の、つい先日のことだったので、しっかり記憶にもあります。裁判員に選ばれて心の準備がないまま、その日の午後から始まったという感じなんですけど、全体的な流れも率直な感想として、本当に分からない言葉とか出てきたんですけど、本当に分かりやすく裁判官の皆さんが説明してくださって、評議の内容もそうなんですけど、意味がある流れだったんじゃないのかなというのが率直にありまして、ただ個人的にDNA鑑定のエレクトロフェログラムっていうのも、いろいろ説明でもあったんですけど、DNA鑑定の結果が出てるんですけど、被告人が否認しているっていうところで、ちょっと難しい案件ではあったんですけど、裁判員制度に参加してよかったなっていう結果につながったので、個人的にはこういう裁判に参加できてよかったなと思います。

ただ、周りの協力があるからこそできる裁判員だと思ってるので、私が勤めてる会社はなかなか人材不足というのもあって難しかったですね。私が穴をあけることによって誰かに迷惑を。なので、そういったところまで浸透していないというか、裁判員制度とはこういうことかっていうのを、本当に実在するのっていうぐらい聞かれたので、その辺、今年で10年ですか。なので、これを機にもっと分かりやすい、リアルというか、もっと充実するべきではないのでしょうかと個人的にはそのように思いました。本当にありがとうございましたと言いたいぐ

らい、参加してよかったです。

司会

ありがとうございます。それでは今、事例の紹介をしたとおり、皆さん、担当された事件それぞれ本当に難しい法律用語が出てきたりとか、専門家の証人を調べたりとか、多分この意見交換会の時間では語り尽くせないような思いがたくさんあるかもしれませんが、トピックとして絞りますけども、最初のほうには法律的な専門用語、言葉の使い方、最初に正当防衛とかいう話もありましたけれども、そういったことについての分かりやすさの点について、それからもう一つは専門家である証人の尋問ですとか、法廷でどのような証拠調べをすると、もっと分かりやすくなるかといったところを中心に伺いたいと思います。

それではまず、事例1を担当された1番さんに伺いますが、今回の事件では赤信号の殊更無視という言葉が出てきまして、その点について冒頭陳述で検察官、弁護人が主張されたことで分かりやすかったかどうか、少年の刑事処分と保護処分のところなど問題になったんですが、当事者の主張ですとか、裁判所の説明で何か印象に残ったことはありますか。

1番

赤信号を殊更無視っていう言葉は、まずこの裁判にかかわらず知らない言葉で、初めて聞く言葉で、赤信号の文字は分かっているけれど、殊更でっていうところで、最初に参加したときには、こういうものかなっていうのが何度もあって、考えてみたら理解がちょっとというところでした。少年だったっていうことなので、普通の裁判とはちょっと違うというのも話を進めていく中で知って、家庭裁判所とか、刑事裁判とか、いろんな思ってもないようなことをいろいろ事件を深く調べていって、検察官の方が出してくれた資料とかを見ていく中で、いろんなことが分かってきて、すごく難しいと思いました。

証拠とかもたくさん出していただいている、検察官の方の防犯カメラであったりとか、信号機の事柄も取り入れて、幾つ、どこの道路に何メートル間隔であり

ますよとか、すごく詳しく資料を出していただいて、それによってみんなで速度とか一つ一つ確認をしていくという作業の繰り返しということを毎日毎日やっていくっていう。

裁判の中でいろいろ見せていただいたんですけど、やはり理解できないこともあって、裁判員と裁判官の方でいろいろ審議していく中で、もっと詳しくとか、これが分からなかったというのも割と出てきて、こういうふうに出てくる中で何度も何度も防犯カメラを見直してみたりとか、スロー再生して見たりとか、そういったことをやりました。一つ一つの作業はすごく地味なので、確認みたいなことなんですけれど、出していただいた資料と照らし合わせながら、その作業をやることによって事実があったのか、本当に殊更無視してたのかとかいう、そういったことを少しずつ理解していったところなんです。

司会

ありがとうございます。法廷で見た防犯カメラの映像というのは、小さいモニターで見ていたんですけども、評議室に入ると、大画面のモニターがあります。そのモニターで何回も見たと。そのことによって、より防犯カメラの内容を何回も大画面で見ることができたということなんですね。

やはり、最初の法廷だけで心証をとるというのは、ちょっと難しいところもあったんでしょうか。

1 番

そうですね。交通事故なんで、雰囲気とか映像でそうかなとか思うところはあるんですけど、これ、この人の車だよっていうところまでの確証を得るには、小さいものとか、限られた時間の中ではなかなか難しく、みんなでテレビの前に集まって、何度何度も時計の時間を見ながら、防犯カメラの時間を見ながらとか、資料を見ながらとかっていうことを繰り返して、理解していったという。それだけの評議の時間は必要な時間なんだなっていうふうに思いました。

司会

ありがとうございます。次に2番の方が経験されたのは、責任能力という言葉ですとか、心神耗弱を主張されてたかと思うんですけども、検察官や弁護人が言われていた冒頭陳述の内容ですとか論告弁論の内容で理解ができたかどうかという点などお聞かせいただけますか。

2番

心神耗弱が問題になったかどうかという論争だったんですけど、特定の障害と、その心神耗弱っていうのがなかなか、その言葉自体が全く知らないものだったので、そんなのは分からなかったですし、裁判長とか、別のところで話を聞くとか、資料があつたりとかはしました。あとは殺人だったので、心神耗弱とその行為について、そういうことを話し合いとかしました。

司会

法廷で分かったかどうかというのは、まず言葉自体が分かったかどうかというところですが、証人も鑑定人の医師の尋問があつたかと思うんですけども、その点について分かりやすかったですでしょうか。

2番

説明とかが結構細かく話してはいただけたんですが、ちょっと話し方が静かな。

司会

鑑定人の方ですね。

2番

静かっていうか、はっきりと聞こえないところもあつたんですが、それは後で資料とか、そういうので理解とかはできましたけど。

司会

法廷で心証がすぐにとれるというよりも、評議室で裁判官と話をしたり、みんなて読み返してみたり、そういったことを繰り返しながら理解が深まっていったという感じですね。

2番

そうです。

司会

それでは、3番さんにお尋ねしますけれども、心神耗弱という言葉が出てきたりですとか、鑑定人の尋問があったりということで、分かりやすさの面はいかがだったでしょうか。法廷で全て理解できたかどうか、いかがですか。

3番

聞いたときとか、正直何を言ってるのか分からなくて頭に全然入ってこなかったですけど、後々分かりやすく要点をまとめて言ってくれたから、そういうので大まかに入ってきた感じでした。

司会

それは、鑑定人の医師の尋問のところで、まとめというスライドが出てきたりしてまとめがあったんです。それで理解できたのかそうではないのか、いかがでしょうか。

3番

それもあるんですけど、それでも余り頭に入ってこなくて、いろいろと言われているのを、裁判官が分かりやすくまとめて、それでやっと分かったかなという。

司会

証拠調べの中で、3番さんが経験されたものの中には、現場の写真ですとか被害者の受傷状況の説明、人体図とかがあったかと思うんですけども、それについてはどうのような印象を受けられましたか。

3番

写真とかは考慮されてて色を落としたりとか、あと被害者の・・・。

司会

人体図。傷がついてたところを示すという。

3番

はい。イラストみたいになってたんですけど、それはいいとして、現場の写真

は白黒だったんですけど、個人的には白黒じゃなくて、そのままの写真とかを見れたらいいなとは思ったんですけど、中にはきついという人もいると思うんですけど、見れる人とかには、できたらですけど見せたりとか、そういうふうなこともしてもいいのかなと思ったりしました。

司会

殺人の現場ということなので、恐らくその現場に血が残っていたりというような場面の撮影だったかと思うんですが、それを白黒で加工された証拠を御覧になったということですね。3番さんとしてはカラーでも、そんなに負担はなかったんじゃないかということですか。

イラストの点はどうでしたか。分かりやすかったですか。

3番

とても分かりやすかったです。

司会

それでは、次に4番さんですけれども、先ほども少しほかの方から出たんですが、正当防衛、誤想防衛、因果関係という言葉が出てきたんですけども、その言葉が最初に検察官や弁護士から冒頭陳述ということで出てきたときに分かりやすかったかどうかという点はいかがでしょうか。

4番

正当防衛とか、過剰防衛とか、その辺はある程度理解してたんですけども、誤想防衛というのは初めて聞いた言葉だったんですけども、裁判官の方に後で評議室でいろいろ教えていただいて、それは理解できました。

司会

証拠の中で実際のやかんを投げたという事件だったんで、やかんを実際に持ってもらったりして、ちょっと重みのあるやかんを持っていただいたということがあったんですけども、そのやかんを持ったこと自体は分かりやすさの点でよかったでしょうか。どうでしょうか。

4 番

投げたのが女性の方だったんで、結構大柄なというか大きい方だったんで。

司会

被害者の方がですね。

4 番

はい。やかんを持って、結構重たかったんですけども、この距離で投げられるかどうかを、自分が理解できるかということはありませんでしたが、それで自分なりに理解したんですけど。

司会

因果関係のほうはいかがでしょうか。因果関係という言葉も出てきたんですけど。やけどと死亡との因果関係ですが。

4 番

それは、お医者さんの説明があったんですけども、全く素人なので、いろんな難しい言葉が出てくるんで、ちょっと分かりにくかったです。ですから、もう少しイラストなんかもあればと思ったんですけども、それをどこまでやられても、どれだけ理解できるかなというのもありましたが。少し分かりにくかったですね。

司会

ありがとうございます。じゃあ、5 番の方に伺いますが、先ほども誤想防衛というのが初めて聞いていたけど理解できたという話があったかと思うんですけども、冒頭陳述の紙をお読みになって、それは理解できましたか。

5 番

冒頭陳述の最初に配られた資料で。

司会

最初に配られた資料や当事者の説明だけで正当防衛や誤想防衛、あとは因果関係の問題だったんですけども、その言葉自体は理解できましたでしょうか。

5番

ええ。詳しく補足説明というのが書いてあって、分かりやすい説明が書いてあったので、それは随分助かりました。

司会

検察官の冒頭陳述ですとか、弁護人の冒頭陳述の中で、どの点にポイントを置くべきかというようなところを理解する手助けになったかどうかはどうかですか。それから、どこを重点的に審理をしないといけないかという着目すべきポイントというのは、最初の冒頭陳述で理解できましたでしょうか。

5番

最初の頃はちょっと、やっぱり緊張してたというのもあるんで、一気に話が入ってくると混乱するところはあったんですけど、控室に入って、みんなで評議してる中で次第に冷静さを取り戻して、そこから冷静に話し合っ、そういう理解というのがちゃんとできましたので、周りの裁判員の方の討論とか、裁判官の説明とかで十分に補えましたので、そこら辺は十分理解できました。

司会

あと、お医者さんの尋問もあったわけですけども、お医者さんの尋問自体はスライドに説明がありまして、その説明を見ながら尋問を聞いていたんですけども、その尋問のスピードですとか情報量ですとか、そういったことについてはどのような印象を持たれてますか。

5番

お医者さんの説明に関しては少し早いかないう、もう少し詳しい説明が欲しかったないうのは感じました。やっぱり専門用語になると、その専門用語の意味合いとかが分からないときもありましたので、その辺の補足説明等が最初に配られる資料の中に専門用語の詳しい補足説明いうのも付け加えていただければ、あと、みんな協議する中で十分役に立つ資料となると思いました。

司会

担当された事件の中では、お医者さんが、主治医の方がいろんな薬を投与されたりしたという経過もありましたけど、この経過は理解できましたでしょうか。

5 番

あそこについては時系列が行ったり来たりで、途中まで話が行って、また途中、時系列的にちょっと戻って話をしたりとかしたんで、その辺、少しパニックになるというか、頭の中で整理が追いつかない感じがありましたので、説明するときには時系列順に細かくいうのはしていただければ、よく分かるんですけど、やっぱり質問等の内容で、それで戻っていかなきゃいけないというのは理解してますんで、専門用語のほうを後で、みんなで協議するときには補足説明の用紙、また別紙というのが欲しかったなというのは感じましたね。

司会

ありがとうございます。それでは6番さん。今4番さん、5番さんに言っていたただいたとおり、盛りだくさんの論点で、どのようにしたらもっと分かりやすくなるかというところですが、用語の説明、正当防衛や誤想防衛、因果関係の説明ですとか、最後の論告弁論のところとか、そういったところで何か御意見はありましたでしょうか。

6 番

僕はその場その場で全部のことは多分できないと思っていたので、公判のときには公判のときしか感じられないことであるとか表情とか、そんなような、その場にいないと感じないようなことを、集中して見たり聞いたりしたいと思っていて、細かいことは後で確認することは可能なので、ただ、その場じゃないと、その人がしゃべってる時どうだったのかとか、それはその場じゃないと感じられないことだけを感じようというふうに僕は思っていて、後から細かく、忘れてしまったことであるとか、そこはもう一回確認しなきゃいけないなっていうようなことだけは幾らでもというか、確認できることは後にしてという割り切りがあって、それを思っていたので、割と冒頭陳述であるとかそういうところでは、そう

いう不明な感じではなくて、その論点がこういうふうなことという争点、論点、あと因果関係であるとかってというようなことは、この裁判では重要なことなんだっていうのは伝わってましたし、割と分かりやすかったです。

ただ、これは個人的な意見で何とも言えないんですけど、検察官のほうから出ている資料であるとか、写真であるとか、いろんなものに関しては、やっぱり、検察のほうがこういうことをやりましたという立証もしなきゃいけないので、より細かく分かりやすく説明がないといけないというのは分かると思うんですが、それを置いといたとしても、検察官は非常に分かりやすく説明とかも文章的に、資料的にも、検察官の方がセッティングされている言葉とかに関しても割と分かりやすかったですけど、弁護側の意見であるとか資料であるとか、あと弁護をする筋道的なことであるとかいうようなところがちょっと不明瞭なところが、僕は感じた部分があって、公平に公正に判断しなくてはいけないっていうのもあったので、やはり人間ですから、分かりやすいほうを見てしまったりとか、そこで、心証を持ってしまったりとかっていうふうなのを抑えては考えていったんです。そういうところが検察側と弁護側と比較してしまったりとかいう、少し残念なところが弁護側のほうにはあったかなというのはありました。

具体的な文章であるとか、言葉であるとかいうようなところは、非常に分かりやすかったんじゃないかと僕は思っています。

司会

弁護側の中でちょっと不明瞭な点があったというのは、出された資料の中、弁護の資料ということでしょうか。

6番

資料とかもそうなんですけど、例えば質問をすることによって、その質問でどういったことが言いあらわしたいのであるか、検察側はこういうふうな質問してる、その反対側の質問で弁護側はこういう質問をしてるっていうところで、何を反証したいのか、何を証明したいのかっていうようなところが少し不明瞭とい

うか。なのでせっかく証人に出てきていただいて、証人に弁護士が話をさせていただいても、その質問をすることによって、それで答えて何を理解させたいのか、何が証明したいとかっていうようなところがちょっと不明瞭で、何のためにその質問をしてるのかっていうのがちょっと分からないってところが幾つかあったので、そういうことが少し残念というか、何が言いたかったのかなと思うところでの理解の材料として、ちょっと低くなってしまいかいいうふうなことです。

司会

ありがとうございました。それでは、7番の方が担当された事件はDNAの採取の確認についての警察官の尋問ですとか、被告人と犯人のDNAの同一性の精度についての大学教授の尋問が行われたかと思いますが、その点の証拠の資料ですとか尋問の分かりやすさですとか、そういったことについて御感想、御意見をお聞かせいただけますか。

7番

まず、検察官のはきはきとした裁判の内容を聞いて、とても分かりやすい書面でしたし、陳述の内容もより詳しく、私たちでも分かりやすい感じでまとめられてるなっていうのが印象的でした。弁護人の陳述内容もシンプルなんですけど分かりやすい感じに見受けられました。鑑定人の証言内容とかも、本当に難しい世界で、簡単に私たちはよくDNA、DNAと言ってるんですけど、こんなに深いんだという、本当にすごいところで勉強してるなっていう、分からない感じがすごく悩んでた記憶があります。でも、DNA結果を理解することができたので、公正な判断をする中での理解としては本当に分かりやすい内容でした。

司会

普段の話を聞いていても結論が自分でも出せるような分かりやすさというか、そういう証拠だったんですか。

7番

分かりやすいものでしたが、すぐに結論は出ない、評議の中で皆さん、裁判員

の意見を聞いたりとか、裁判官の説明を受けたりとかするうちに、固まってきた
というか、そういう感じに理解がまとまってきたっていう感じですね。

司会

評議をしていく段階で理解も深まっていったし、自分の意見も固まっていった
ということですね。

7番

はい。

司会

ありがとうございました。それでは、次なんですけれども、実際に経験された
ことについての負担感、今後、裁判員となられる方へ、裁判所としてはどのような
ことができるかというところですか、職場との調整ですか、いろいろな場
面が出てくることかと思えます。まず、経験者の1番の方には、参加していただ
いたときに豪雨があったりして日程を調整していただいたり、特に宿泊までして
いただいたりして大変な期間にお越しいただいたんですけれども、そのあたりの
負担感ですか、もっと裁判所としてどうしたらよかったかとか、そういうのが
ございましたらお願いします。

1番

私が今回、裁判員の期間、ちょうど西日本豪雨があったときで、要は電車がと
まって帰れなくていう、急遽、夕方、皆さんがホテルを探してくださって、何
とかなったっていうような感じです。私は会社員なんですけれど、私が勤めてい
る会社に裁判員休暇というものがあります。最終的にこちらで選考される、裁判
所に来るっていったときには、会社のほうに、選ばれたらこの日からは休むこと
になりますというのを伝えましたところ、特に夜なべをしてっていうようなこと
を言われるとか、そういうことはありませんでした。ただ、今仕事があるのであ
れば今のうちに教えといてくださいねということで、会社としても休んでくださ
いということで、その辺の心配とかっていうのは特にはありませんでした。

それで、その豪雨のときに帰れなかったんですけども、私自身は全く帰れないと思っただけではなかったんですけど、そういう事態で皆さんがすごく、本当であれば自己責任なんですけれど、皆さんすごく親切にしてくださって、全く困らずに、次の日、会社には遅れて行って、そこも特に大きな問題はなく、私としては精神的な痛みもなく負担も感じませんでした。

司会

ありがとうございました。

1 番

とても感謝しています。そこまでやってくださなくても本当はいいはずなのに、皆さん、親切にしてくださって、逆に申し訳ないなということで感謝、今本当にしています。

司会

裁判所に連絡をもっとこうしてほしいとか何かありましたら意見を言っていたでもいいのですが。

1 番

十分過ぎるので、個人的には、裁判にこれだけの人が携わってるんで、やれるんだっていうのも、特に以前のことは分かりませんが、裁判員制度になってから、裁判所にお勤めになってる方がいろんな仕事が増えて、もともとはやっていなかったようなことも恐らくやられてるんじゃないかなというぐらい手厚く裁判員のことをフォローしてくださっていると私は感じています。なので、この裁判員制度がこの先もっと時間が経って、年数が経って行って浸透して行って、みんなが当たり前のように参加するようになってくれば、ここまでしなくても普通にやれるんじゃないかなということを感じています。

司会

それでは、2番さんは経験された事件が比較的従事期間が長い6日間の事件だったんですけども、そこでの心理的な御負担ですとか、勤務先ですとか、御家

庭ですとか、その調整だとかあれば教えてください。

2番

殺人事件なんですけれども、意外に短いと、変なんですけど、いろいろとスムーズに進んだっていったらおかしいんですけど、本人も認めてるしみたいなところもあって、意外と淡々と済んだなど。家のほうは、それこそ今まで全くそういう裁判員制度に関わった人もいないし、いいんじゃないみたいなのがありましたし、うちの会社ですけれども、一番最初の選任のときは私も分かんなくて有給とかにしたんですけど、その後、決まってからは5日間裁判に出ないと駄目で、事務の人に聞きまして、どうなんだろうって言ったら、ほかのところに聞いてもらって、公休がとれるよって、ああ、そうなんだ、有給はとらなくていいんだみたいなので、それをとってもらって別に何も言われずスムーズにいきました。

司会

3番の方は、この期間中、学生でいらしたりとか、先生に相談なされたということなんですけれども、授業とかの調整ですとか、いかがでしたでしょうか。

3番

結構大変だったけど、一番きつかったのが、バイトで夜勤してて、夜勤を終わって寝ずに来てやるっていうのが一番しんどくて、そこから終わってから勉強だったんですけど、これがずっと一日中、勉強、勉強とかってあったんですけど、この裁判に選ばれて違った感じで勉強がやれるというか、そういう感じで、ちょっと勉強から離れられて楽になったとかいうのもあって、それはそれでよかったなと思います。

司会

寝不足になったりなさらなかったですか。

3番

大丈夫です。

司会

ありがとうございます。それでは4番さんに伺いますが、4番さんは、4から6番さんの方が担当された事件、ちょうど台風も来ていたという、去年は災害が多かったんですけれども、そこでの審議日程の調整ですとか、午前中、時間をちょっと遅らせたり、急遽変更もあったところなんですけれども、御不満等お聞かせください。

4番

最初にお話させてもらったんですけども、最後に迷ったということを行いましたけど、会社のほうが非常に理解がありまして、最初に候補に挙がったときに日程が書いてありましたけど、9日間というのがあったんで、8日間ですか、実際に。それを会社に提出したんですけども、とにかく頑張っただけというふうに言われまして、むしろ背中を押されたような感じです。そういったことでは全く負担はなかったです。

ただ、法廷に初めて出たり、やはりいろいろ皆さんとお話ししたりして、これから、自分が今やってることで人を裁くということですのですごい緊張しましたね。自分の言葉のおごりっていうんですかね。それを非常に感じたんですけども、今まで裁判というと一般の人にはかけ離れたところにあるという感じがあったんですけども、裁判員制度というのが確立して一般の人にも、その内容が知ることができるというような機会が与えられたんで、緊張しているのもあったんですけども、本当によかったなというふうに思っています。

今後、これからの人ですけども、候補に挙がった方は一生に1回あるかないか、ない人のほうが多数なんですけど、そういう機会を与えられたら是非立候補して裁判に行ってほしいなというふうに思います。

司会

ありがとうございます。全体的な審議日程の調整の負担感ですとか、御意見ありましたらお願いします。

5番

日程としてちょっと飛び飛びな日程になってたんで、会社のほうは裁判員のほうに理解があって、行ってもいいよというふうにすぐに了承は得られたんですけど、自分が現場責任者なんで、こういう飛び飛びの日程になってくれたほうが逆に都合がよかったんです。裁判員に出て、次の日仕事に出て状況を把握して材料とかの発注とかそういうのがしやすかったので、逆にこういう飛び飛びの日程は珍しいと言われたんですけど、自分にとっては大変助かりました。

選任するときが大分早い時期から、こういう日程でって言われていたので、それに対してしっかり準備期間があったので、それまでいろいろ準備して、休みというか自分の仕事が土日祝日とかそういうのが関係ない仕事なんで、なるべく早い時期にこういう日程を出していただいたので、調整はしやすかったんですけど、最終的に選ばれるかどうかというのが分からないというのがあったときには、1か月前から休みを申請しないと都合がつかない、ほかの人の休みの調整があって、一月の休みを全部ここへ集中していうことでまとめてとらせてもらったんで、周りの人と相談して調整してもらったんで、もし選ばれなかったら丸々休みで集中的な休みになってしまうという、そういう不安がありましたね。

もう少し選考段階で人数を絞っていただければ、行けるか行けないか、自分はいきたいんですけど、そこで漏れてしまったら何しよんかないというのがあったんで、もう少し選考段階で人数を絞っていただければ助かったかなと思いました。

司会

ありがとうございます。では6番さん、いかがでしょうか。

6番

僕は会社のほうは、かなり協力的で、どうぞっていう感じで、もちろん休みもとれますし、僕が抜けることによってできる穴を埋めるというのを全面的に協力してやっていただいたんで、僕的には非常にありがたかったですし、僕に対する負担というのはなかったんですけど。ただ、その分、会社にちょっぴり迷惑がかかったかなというか、いろんな資材であったり機材であったり、僕の代わりに仕

事をする人に発生する費用であるとか、そういったものとかが将来的に会社とか個人とかが負担しなくてもできるようになれば、もう少し裁判員になってみよかっていう人は増えるんじゃないかなっていうふうに思いました。

あと、僕自身が休むことによって、会社は完全に休みになって、そこで収入が発生しないっていうふうになった場合、裁判所からもある程度の収入というか、費用が出るっていう部分の差額みたいなものとかは、将来的にどんなになるかなっていうのが気になった点ですかね。今、僕自身がどうこうしてほしいっていうわけじゃないんですけど、給与の差額を持ってきて、補てんされるようになるのであれば、裁判員をやってみようというような人も増えるんじゃないかなと感じました。

また、細かいことかもしれないんですけど、その金額であるとか、それに対してこういうふうな振り込みをいたしますよみたいな資料とかが余りなかったの、別にその金額がどうこうということじゃなくて、こういうふうなことで、こういうふうな金額になりました、幾らの金額を振り込みさせていただきますというような流れであるとか、あと明細というか、それがあってもなくても結局金額は変わらないんだからと言われたら、それまでなのかもしれないですけども、心情的に何日から何日がこうなって、半日のときはこうでしたから、このような金額になりましたよってというような簡単な説明とかでもあれば、そうなんだなっていう理解、納得ということになるんじゃないかなっていうことですかね。

司会

ありがとうございます。じゃあ、7番の方がいかがでしょうか。

7番

ちょうど私が裁判員に選ばれたのが寒くなってきた頃で、最初の公判日から判決の日まで年を越しての裁判だったんですけど、事件の内容を見て精神的にどうなんだろう、もつかなっていう、女性の気持ちというか、あったんですけど、本当に裁判官の笑顔とか優しい一言とか、評議の後に帰りの挨拶のときとかも切替

えの大切さというか、本当に救われて助かりました。ありがとうございました。

仕事面なんですけど、私は職についての調整が大変だったんですけど、事前に裁判所のほうから、この日程ですよと説明と会社への提出書類なんかもあったので、上司との話し合いになったんですけど、国が決めたことなので仕方ないよねってということで、従業員それぞれみんなに迷惑をかけて、みんなの協力があつたからこそその経験だったと思うんです。

会社のほうにも今後、裁判員に誰かが選ばれるかもしれないっていう旨をお伝えしつつ、会社にも周知をしていただこうと思って、私からも会社への声かけとかいうのはさせていただいてます。

司会

ありがとうございます。それでは、これから裁判員になられる方へのメッセージですとか、もっとこういうふうにしたらよりよい裁判になるんじゃないかといった御意見、御感想など頂けましたらと思います。それでは1番の方からお願いいたします。

1番

裁判員制度に参加する方は、やはり人生経験ではプラスになると思います。私としては実際プラスになってます。自分がよりよい裁判ができたというふうに思っています。周りの人達から、すごく心配されたっていう記憶はありますし、実際に心配されました。それは、裁判というのは、元々、話がこじれちゃってるということもあるからだと思うんですけど、それに参加することによって危害が及ぶんじゃないかというような、特に高齢の人、親なんかはすごく心配しました。そういったものは100パーセントではないんですけども、そんなに心配は要らない。何かあれば裁判所のほうに相談ができます、裁判に参加しましたが、そんなことも全くありませんでした。ただ、そういうふうに思う人もいるんだというのが、割とそんなに心配なく参加して大丈夫だよっていう、参加した自分たちもそういうふうに聞かれたら答えていけばいいとは思いますが、そういった

ものもあればいいのかなと思います。

司会

2番の方お願いします。

2番

私の場合は初めてだったし、周りに全くそういった経験者もいなかったんですけども、ここに来させてもらって、仕事の面も別に問題なくという感じもありましたし、会社のほうも本当に初めて、今までなかったから、今度は絶対にやるほうがいいっていうふうなことも言われましたし、先輩なんかは断ったほうがいいんじゃないとか言う方もおられました。

私の周りは全くそんなのがなかったから、行ったほうがいいよって話でしたんですけども、終わってから若い人にどうでした、どうでした、どういうふうになったみたいな感じで、どうなん、どうなんとかいって聞かれて、裁判所ってどういうところみたいながありますから、行けるんだよ、裁判やってるから見に行けるよっていって話をして、行ってみたいと言っていましたし、私の周りの人には、裁判員に選ばれたときは、経験したほうがいいという話はしました。

司会

ありがとうございます。それでは3番の方お願いします。

3番

裁判員裁判を通して一つ思ったのが、自分と同年代の人が一人もいなくて、そういった話を相談できる人もいないんで、それがちょっと大変だと思いました。みんな社会に出てる方々ばかりで自分は出てなくて、そういった面で自分の意見が果たして反映されるのかなとかいう不安があったんですけど、それはそれで若い自分の意見もあつたらあつたでいいのかなとかいうことを言い聞かせながらやったっていう感じで、みんな優しくしてくれたんで、これからなる学生の方とかも頑張ったらいいなど。

司会

ありがとうございます。それでは4番の方お願いします。

4番

さっき言いましたけど、私自身は会社の理解があって問題なかったんですけども、間接的に人から聞いた話によると、辞退したという人の話を聞くと、やっぱり自分が人を裁く資格があるのかと、自分にそんなことできないと断ったという話を何件か聞きました。ということで、会社でも余り公にはされてないですけど、何人かの人には自分が行った体験談というようなことを話をしてまして、もしこういう機会があったら是非参加してくださいよというふうに呼びかけてはおります。

司会

5番の方。

5番

やっぱり最初に言いましたように、最初は公平で広い視野を持って正しい判断をみんなと協力して決めるんだというつもりでやってきたんですけど、裁判が進んでいく中で、検察の話を聞いたり弁護士の話を聞いたりとか、そういう中でだんだん視野が狭くなって考えが固定されてきている自分に気付かなくて、ほかの裁判員からの質問とか、ほかの裁判員の変った視点からの物の見方があると、そこではっと自分に気付かされることがあるんですよね。

そういうのがああいう重い雰囲気の中でも気付かされる経験というのはとても貴重なので、自分が正しいんだとかそういう思いで向かっていったけど、考え方の一方通行になってたことに対して、周りからの意見の多様性とか、そういうのが随分貴重だなと、そのとき感じました。ですから、これから裁判員に選ばれた方とか、そういうのはそんなに気負っていくんじゃなくて、周りの意見の多様性とかを期待して、もう少し軽く考えて、変な言い方じゃないけど軽く考えて、周りにもう少し寄りかかって裁判員に参加していただければいいかと思いました。

司会

ありがとうございます。それでは6番の方お願いします。

6番

僕は専門的な知識とか経験とか、いろいろなことが全く必要ないと思っていて、今回裁判員の方6名と、それから補充裁判員の方2名、それから裁判官の方が3名の11人で一つのチームでやってまして、これから裁判員となる方へのメッセージとしては、そういった専門的な知識とか経験とかってというのは、本当に必要なくて、分からなかったら分からないということをちゃんと伝える勇気であったりとか言葉であったりとか、そういうようなことを伝えることができればいいんじゃないかなと思います。

引っ込み思案で自分の意見を言えないとか、あと人の意見に縛られるっていうんじゃないくて、とにかく発言して自分の意見、ほかの人の意見を聞いて考えるっていうようなことができればいいんじゃないかなと思います。今回、自分が参加した裁判に関しては、最初の皆さん、僕自身もそうですけど、緊張されてて話もうまくできなかったんですが、回を追うごとに、時間が経過することによって打ち解けたりであるとか話しやすくなったりとか、あと裁判官の方がものすごく丁寧な優しい口調で話をさせていただいて、話し合いができたんじゃないかなと思います。

司会

ありがとうございます。それでは7番の方お願いします。

7番

裁判員になられる方へのメッセージということで、私たちと同じ気持ちでのスタートだと思います。本当に誰もが緊張されるだろうと思うんですけども、検察の方の仕事とか裁判官のお仕事とか弁護士さんの仕事の内容とかも本当に大変な仕事だなんていうのを感じることができたので、本当に参加することの意義というか、本当によかったっていうのが率直な気持ちなので、勇気を出してされたら

いいと思います。

司会

ありがとうございました。それでは裁判所のほうからの質問は、これで終了させていただきます。それでは最後に挨拶を頂きますが、まずは検察官のほうからお願いします。

石垣検事

本日は貴重な御意見を本当にありがとうございました。皆様からの共通の御指摘であった法廷ではなかなか理解することは難しくて評議室に戻ってから、もう一回、確認される部分が大いにあったという御指摘を頂きまして、私ども検察官としましては、いかに法廷で、あの場所で分かりやすく事件の内容とか法律を理解していただくかということをつも心にかけているつもりなんですけど、それがやっぱりなかなか半端なことではないなというのが本当によく分かって反省すべき点かなとも思っております。

本日、お聞きいたしました御意見を参考にしまして、今後もよりよい、分かりやすい公判をしていければと思っております。本当に本日はありがとうございました。

倉地検事

本日は皆様、貴重な御意見たくさんちょうだいしまして本当にありがとうございました。私が担当した裁判員の事件について感じたことなんですけれども、そして今日も経験者の皆様からの御意見でも感じたことなんですけど、皆さん、本当に御自身が担当された裁判に心から向き合ってくださいってとか、真剣に向き合ってくださいって、そして私どものほうでなかなか視野が狭くなっていたりとか気付かなかった点だったりということに、皆さんの率直な御意見をちょうだいすることによって、私どものほうでも気付かされるということがたくさんあるんだなということを実感した次第でした。

検察官といたしましては、お話の中にもありましたように、法廷での理解が難

しいということもあって、皆様にどうしたら分かりやすく御説明ができるかな、言葉遣いをどうしたらいいか、資料の作成の配置はどうしようかみたいなことを常に考えているところではありますけれども、今日頂いた御意見など、御感想などをもとに今後よりよい裁判ができるようにということで一生懸命努力してまいりたいなと思いました。皆様方、本当に本日は貴重な御意見、御感想、どうもありがとうございました。

松島弁護士

今日は本当に非常に貴重な御意見を伺いました。以前から考えていたんですけども、特に専門用語ですね、誤想防衛だというのも初めて聞く言葉が多かったと思うんですけども、具体的な事実を一つずつ確認するのが大事だということについて、改めて感じたことがありました。あと、時系列ですね。こういうのを表にして資料にするのはよいかなどと思っています。

それから、殊に今日は経験者の方6番さんから非常に貴重な意見を頂きありがたいと思っています。不名誉な点にもなってるんですけども、恐らく反対尋問という従前で我々は裁判員裁判になってない頃にやってることを、そのまま出してしまったということが非常にまずかったなと思っています。もう一つ、公判の場でしか感じられないことを非常に集中して聞いておられると。細かいことは後で見ればいいということですね。本当にそのとおりでと思います。人間というのはやはり感性あるいはその場の状況を的確に把握することに集中する、本当にそういう裁判の在り方を考えるべきじゃないかなというのを改めて感じました。それから、あとシンプルという言葉が皆さんの中で出たんですけども、もう少し我々も言葉の使い方や論理的思考をシンプルにしないといけないなと思っております。

谷川弁護士

いろいろ貴重な御意見ありがとうございました。いろいろ参考になったんですけども、日頃、私たちは独断に陥ってしまうというか、独りよがりになってしまうというのがありまして、これくらいだったら当然分かってもらえるだろうと、

こっちは安易に考えてやってる部分があるんですけども、今日いろいろ御意見を伺って、やっぱり独りよがりになっては駄目だなと。ちゃんとみんなに分かってもらって、きっちり分かってもらえるように説明をして、話をしないとイケないというのが本当に肝に銘じてよく考えられたということです。

あと、今日おいでになった方々も裁判員裁判を貴重なお仕事とか生活を犠牲にしてこられてるということで、本当に頭が下がる思いでございまして、私たちは仕事ですから、裁判官も検察官も私たちもやって何ぼ、お金をもらえるからやる、それは仕事でやってるんですけども、皆さんも単純にお金がもらえるから仕事というわけじゃなくて、本当に自分の生活をなげうって社会正義のためだけに来られてるというところがありますので、その点については本当に深く頭が下がる思いでありまして、私だったら、弁護士になってなかったら裁判員裁判と言われても嫌だって、私だったら言うかも分からんですけども、皆さん、その辺やっぱり責任も重いし犠牲になるものも非常に多いと思ってます。

あえて参加していただいたということに深く敬意を捧げたいと思っております。ありがとうございました。

後藤判事

本日はどうもありがとうございました。非常にいろんな貴重な御意見を頂きました。一番痛感したのは、本当に皆さんがいて裁判員裁判が成り立っているんだなということを思いました。実は、今日お越しいただいた皆さんから御感想を頂いた事件は、全て非常に難しい事件でございまして、先ほどのお話から御理解いただけるとおり、法的概念が問題になったりとか、難しい専門家の証言が問題になったりとか、本当に難しい事件です。

これは、裁判官の側から見ても難しい事件だというふうに思っている事件でございまして。それを先ほどから、すごく真剣に向かい合って頑張っていたんだなと、それを本当に痛感をしたところでございまして。いろいろ御指摘も頂いたところなんです。こういう形で同じように御参加いただく方をもっと増やしていかな

いといけませんので、裁判所組織としてどういう形でやっていくべきなのかとともに、御指摘があったように、裁判員裁判、やってるの、本当にみたいな、都市伝説にならないように今後とも広報活動ともやっていければなというふうに思っております。特に今年は裁判員制度が始まって10年ということになります。

もっともっと皆さんに御理解を頂いて裁判所に足を運んでいただいて、裁判員裁判をやっているのが通常というか普通というか、みんな当然分かっていますよねっていう、そんな状況になるまでやっていかなきゃいけないのかなというふうに思った次第です。また、そのためには皆さんに対する御負担をできるだけ少ない形で参加しやすい形で参加いただけるという努力もずっと続けていかなきゃいけないんだなというところも感じた次第でございます。本当に今日はありがとうございました。

司会

それでは最後になりましたけれども、私、裁判長として裁判員裁判を何件か経験しまして、やはり裁判員、補充裁判員の皆様の御意見を聞くと、こういう視点があるんだなとか、こんな見方もあるんだなというのを常に気付かされているところなんです。それによって、またほかの裁判員の意見があったりして議論が深まっていくというところを常に感じているところなんです。今日は皆様の御意見の中には、ほかの方の意見を聞いて受け止め方が違う意見を聞きながら議論を深められることがいい経験になったというお話を聞きまして、すごくうれしく思いました。

これからもそういった、いい経験だったと思われる方の声をもう少し社会に広めてもらいたいなと思いますし、またこの制度を知ってもらうためにはどうしたらいいかという努力も裁判所として、していきたいと思います。よりよい制度となるために、これからも努力をしてみたいと思いますので、この裁判員制度への御理解と御協力のほど、よろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

総務課長（進行）

それでは意見交換会自体は一旦終了させていただきますが、続いて、報道記者の方から裁判員等経験者の方へ質問をしていただく時間を設けさせていただきたいと思います。記者の方、御質問ありましたらよろしくお願ひいたします。

記者A

代表質問をさせていただくんですが、あらかじめ作って2点の質問があるんで重複することがかなりあるんですけど、1点目、裁判員をする中で仕事との兼ね合いで大変だったことは何ですかというのと、2点目、裁判員を経験してよかったこと、そして改善してほしい点についてそれぞれ教えてくださいという2点の質問です。よろしくお願ひします。

総務課長（進行）

仕事の兼ね合いのことは意見交換の中で少し出たところもあるんですが、どなたか、何番の方が、それとも全員の方に聞かれますかね。

記者A

7番の方に少し詳しく。会社に声かけをしていきたいと言ったことについて、例えばどういった声かけをこれからしていこうと思っているのか。

7番

今後、裁判員になる可能性がほかの職員にもあり得るよということで、上司にも分かってもらうように理解を求めるというか、そういうのをしましたということです。

総務課長（進行）

仕事の兼ね合い、それから改善してほしい点も皆さんおっしゃっていただいたかと思うんですけど、何か補足で是非これは言っておきたいというところがありましたらどうぞ。・・・よろしいでしょうか。ほかに追加で御質問がありましたらどうぞ。

記者B

6番の方が検察側と弁護側で分かりやすさみたいなのところがあったということからの関連になるんですけども、皆さん裁判に参加されて、例えば資料であるとか、それに関して分かりやすさに違いがあったかな、こっちのほうが分かりやすかったかなとか、そういう方って、聞いて手を挙げてもらってもいいですか。検察側のほうが分かりやすかったと思う方っていうのは、どのぐらいいらっしゃると思いますか。

(4名が挙手)

ちなみに、その分かりやすさっていうのは、その後の裁判、評議していく中で、その分かりやすさは影響するものかどうかについて伺いたいんですけども、そのあたりっていうのはどうでしたか、皆さん。やっぱり分かりやすいと、さっき6番の方とかは、そっちのほうに気持ちが。

6番

これは全く僕の個人的な意見ですけど、ただ分かりやすかったからといって、じゃあ、その分かったほうだけっていうことではなくて、分かりにくかったけど、では結果的にはどうだったのというのは、評議室に入ったりであるとか、公判の中でも、それは必ず明らかにしていけないといけないことなので、明らかにした上で判断しましょうという話なんですけど、ただ順番的に分かるとか、その場では、この質問はどうなんだろうというのを考えさせられるようなこととかっていうのがあったというだけで、では分かりにくかったほうをないがしろにするのかということは、そんなことは全くなくて、もちろんそれは裁判官のほうからでも、弁護人はこういうふうに言ってましたがどうでしょうかとか、いろいろ記憶を喚起するようなことであるとか理解をしてもらうような方法では話はしてますし、ただ人間として僕の勝手な心情として、やっぱり好意が持てるかとか持てなかったとか、どういうふうなことなのかっていうのが、ずっと入ってきたほうが、ああそうなのかと。

さんざん考えて、どっちなんだろうっていうようなことを考えさせるようなこ

とがあるのか、その辺のところは人間なんで感情があるからあると思ってます。
ということです、僕が言ってたのは。

記者B

僕も傍聴することが多々あるので、そういうところは分かると思うし、逆に単純に分かるからそれで終わりっていうわけじゃなくて、そこから議論が、きっかけになるんだというのも、なるほどなと思いますし、今の意見も貴重な意見として聞かせていただきます。

せっかくこういう場って、僕らもなかなかないので、あえて人間的な部分というところに立ち返った上で、分かりやすいっていうものっていうのは、評議をしていく上で優位に働くっていったらおかしいかもしれないですけども、そういう部分っていうのを感じたか感じなかったかというのだけ、もう一度伺えたらなと思いますけれども。いかがですかね。さっき心情が、少し理解がこっちのほうがりやすいなと思われたという御意見があったので、あえて聞いてみたいなと思うんですけど。

だから、どっちがじゃないですよ。検察側がどうこうとかじゃなくて、弁護側がどうこうじゃなく、分かりやすいほうが自分の理解が進んだなみたいな、そう思われた方はどのぐらいいますでしょうか、説明の中で。

(2名が挙手)

その理解がっていうのが、判決のほうに気持ちが行きやすいとかか。

6番

別もんだと思います。ただ、それを、じゃあ分かりにくかったからないがしろにしたのかって言ったら、そんなことはないですよ、もちろん。

記者B

それは、じゃあそうすると、皆さん、そういう御意見でよろしいですか。

6番

ただ、検察側からこういうのが出て、弁護側からこういうのが出てっていう公

判の中で、その質問がより有効であったのかどうかということは、僕らは分かりません。それは、質問することによって有効に裁判が進んだって言うふうなことは、あるかもしれないし、ないかもしれない。その辺は分からない。ただ、それをないがしろにしてるつもりは全くないんで。理解しようとは思ってますけど。でも、そのことを、例えばそこでイエスと言うのかノーと言うのかって言うようなことで判断にどちらかになるかっていうのは、また別もんだと思いますけど。

記者B

皆さんがそうやって前向きに問題を捉えてるっていうところがすごく伝わってきて勉強になりました。僕が一番聞きたかったのは、要は伝える技術によって何か伝わり方によって差があることが、皆さんにとって影響が出ているのかなっていうところを知りたかったので、今の質問の中で。ちょっとそのような聞き方をさせていただきました。ありがとうございます。

総務課長（進行）

それでは、記者の方からの質問も以上のようにございますので、これをもちまして裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。長時間にわたり、皆様お疲れ様でございました。ありがとうございました。

以 上